

## 軽自動車税(種別割)の税率について

### ●原動機付自転車および二輪車等

車種区分		税率(年額)
		改正後 (平成28年度より)
原動機付 自転車	50cc以下又は0.6kW以下(ミニカーは除く)	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	0.6kW以下(特定小型原動機付自転車)【注1】	2,000円
	50cc超90cc以下又は0.8kW以下	2,000円
	90cc超125cc以下又は1.0kW以下	2,400円
	ミニカー【注2】	3,700円
軽二輪(125cc超 250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用(トラクター等)	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

【注1】 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボードなど)とは、電動機の定格出力が0.6kW以下で、幅0.6m以下、長さ1.9m以下、最高速度20km/h以下のもの。

【注2】 三輪以上の原動機付自転車で、総排気量が20cc超50cc以下のもののうち、車室を備えるものまたは車幅が0.5mを超えているもの。

### ●四輪以上および三輪の軽自動車

最初の新規検査年月(車検証の「初度検査年月」)により、(1)旧税率・(2)標準税率・(3)重課税率のいずれかの税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)			
		(1)旧税率	(2)標準税率 (平成27年度より)	(3)重課税率 (平成28年度より)	
三輪の軽自動車		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

#### (1) 旧税率

平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両の税率

※最初の新規検査から13年を経過した車両を除く

#### (2) 標準税率

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両の税率

※グリーン化特例適用車両を除く

(3) 重 課 税 率 (平成28年度より)

最初の新規検査から13年を経過した車両の税率

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。

※最初の新規検査年月とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けた日（新車として新規検査（車検）を受けた時）です。自動車検査証（車検証）の『初度検査年月』の欄で確認できます。